



TASK NEWS LETTER Vol.21(2022年7月号)



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～

発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人
大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F (TEL)06-6210-1270
東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番12号 神田司町ビル3F (TEL)03-3525-8282
HP: <http://task-legal.or.jp>



★今号のTOPIC★ 一般社団法人・一般財団法人・NPO法人について

今号のテーマは「一般社団法人」「一般財団法人」「NPO法人」です。会社とも異なるこれらの法人形態について今号ではご紹介いたします。

一般社団法人・一般財団法人とは？

会社の代表的な形態である株式会社と比較しながら、一般社団法人、一般財団法人がどのような法人であるかをみていきましょう！

まず、一般社団法人および一般財団法人のイメージとして、下記のように考えて頂ければわかりやすいかと思えます。

一般社団法人 = 人の集まり **一般財団法人 = お金の集まり**

一般社団法人は何らかの目的を達成するために、**人**が集まって作る法人、一般財団法人は何らかの目的を達成するために**お金**を集めて作る法人、だということです。株式会社などの「会社」と制度的に似てはいるものの、一般社団法人・一般財団法人は必ずしも利益を追求することを目的としないため、異なる点も多いのです。



設立の目的 会社は事業を行い利益を追求することを目的としますが、一般社団法人・一般財団法人の事業目的はこれに限られず、掲げることのできる目的には制限がありません。そのため、町内会、同窓会、サークルなどの非公益かつ非営利の事業から、公益事業や収益事業まで、幅広い事業を行うことを目的として法人を設立することが可能です。

【例】美術を世に広めようとする人が私財を使い、美術館設立・運営を目的とした一般財団法人を設立する

資金の調達 会社は株式を発行し、これと引き換えに出資を募ることで資金を調達します。対して、一般社団法人には株主のような出資者がいないため、一般的には『基金』を募集することで資金を調達します。基金とは、一般社団法人に拠出された金銭等であり、拠出者との合意にて定めた内容において、返還義務を負うものをいいます。なお、一般財団法人においては設立時の財産拠出を除き法人構成員から財産拠出を行うことはできません。
※金銭の借入れ等の行為はいずれの法人でも行うことが可能です。

一般社団法人・一般財団法人では利益追求ができない！？

こちら、勘違いをされる方がいるのですが、誤りです！
一般社団法人・一般財団法人は『非営利法人』と呼ばれる法人です。
この『非営利』とは、**法人が得た利益をその構成員に分配することができない**という意味であり、株主にその利益を還元することのできる『営利』法人と比較し、このような呼称がなされています。
したがって、一般社団法人・一般財団法人でも、収益事業等を行い法人が利益を得ることは可能です。

＜その他の相違点＞

	株式会社	一般社団法人	一般財団法人
設立方法	発起人による設立	社員（2名以上）による設立	・ 設立者の財産拠出による設立 ・ 遺言による設立
法人の役員構成及び設置機関 (機関設計により例外あり)	[必置] (代表) 取締役 [任意] 取締役会、監査役、 会計監査人	[必置] 理事 [任意] 理事会、監事、 会計監査人	[必置] 評議員（3名以上）、評議員会、 理事（3名以上）、理事会、監事 [任意] 会計監査人
役員の内任期	取締役：原則2年 ※短縮可 監査役：原則4年 ☆取締役、監査役共に非公開会社では10年まで延長可	理事：原則2年 ※短縮可 監事：原則4年 ※2年まで短縮可	理事：原則2年 ※短縮可 監事：原則4年 ※2年まで短縮可 評議員：原則4年 ※6年まで延長可

NPO法人とは？

NPOとはNon Profit Organization（非営利団体）の略であり、NPO法人は特定非営利活動促進法に定められた2分野の非営利活動を行うことのみを認められた法人です。

NPO法人は、社団法人の中で、特に、不特定多数のものの公益の増進に寄与することを目的として設立される団体のことをいいます。

NPO法人を設立するには、一定の要件（管理要件、活動要件）を満たし、法人所在地を管轄する主務官庁（都道府県知事等）の認証を受けることが必要であるため、設立を行うのは一般社団法人等より手間がかかりますが、行う事業によっては補助金や助成金がある等NPO法人独自のメリットもあります。



タスク司法書士法人・行政書士法人では法人の手続きにつき幅広く対応しております。ぜひお気軽にご相談ください！

次号の予告TOPIC 会社・法人を設立する時のスケジュール・チェックポイント